

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例(46) ..... 2
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(47) ..... 2
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(48) ..... 2
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(49) ..... 2
- 世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例(50) ..... 2
- 世田谷区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(51) ..... 3
- 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例(52) ..... 3
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例(53) ..... 3
- 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例(54) ..... 3
- 世田谷区立レンタサイクルポート条例の一部を改正する条例(55) ..... 3

### 規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(117) ..... 4
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則(118) ... 4
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(119) ..... 4
- 世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則(120) ..... 4
- 世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則(121) ..... 4
- 世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(122) ..... 4
- 世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則(123) ..... 4
- 世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則の一部を改正する規則(124) ..... 4

### 告 示

- 地方自治法施行令に基づく寄附金の収納事務委託の告示(677) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(678) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(679) ..... 5
- 世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(680) ..... 5
- 世田谷区副区長の担任事項に関する規程の一部を改正する告示(681) ... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示(682) ..... 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(683) ..... 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(684) ..... 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(685) ..... 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(686) ..... 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(687) ..... 6
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(688) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(689) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(690) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(691) ..... 6
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(692) ..... 6
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(693) ... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(694) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(695) ..... 7
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(696) ..... 7
- 令和3年第3回世田谷区議会定例会招集の告示(697) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(698) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(699) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(700) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(701) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(702) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(703) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(704) ..... 8
- 世田谷区副区長の担任事項に関する規程の全部を改正する告示(705) ... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(706) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(707) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(708) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

- に基づく区管理道路線の区域変更の告示(709) ..... 8
- 昭和37年9月4日東京都世田谷区告示第65号の一部を訂正する告示(710) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(711) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(712) ..... 9
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(713) ..... 9
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(714) ..... 9
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示(715) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(716) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(717) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(718) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(719) ..... 9
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(720) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(721) ..... 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(722) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(723) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(724) ..... 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(725) ..... 10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(726) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(727) ..... 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(728) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(729) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(730) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(731) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(732) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(733) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(734) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(735) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(736) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の供

- 用開始の告示 (737).....11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (738).....11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (739).....12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (740).....12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (741).....12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (742).....12
- 地方自治法に基づく予算の公表 (743) .....12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (744).....12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (745).....12
- 道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示 (746).....12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (747).....12
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (748).....13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (749).....13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (750).....13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (751).....13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (752) .....13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (753) .....13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (754).....13
- 世田谷区道路占用規則に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費徴収単価の改正の告示 (755).....13
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (756).....15
- 公 告**
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (88) .....15
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (89) .....15
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (90).....15
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の原案の縦覧の公告 (91) .....15
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (92).....15
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の原案の縦覧の公告 (93) .....16
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (94) .....16
- 都市計画法に基づく開発行為に関

- する工事の完了公告 (95) .....16
- 建築基準法に基づく公聴会開催の公告 (96) .....16
- 告 示 (選)**
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (23) .....16
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和3年9月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (24) .....16
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (25) .....16
- 告 示 (農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (9).....17

条 例

次に掲げる条例を公布する。  
 令和3年9月30日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区条例第46号**  
世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第47号**  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第48号**  
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第49号**  
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第50号**  
世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第51号**  
世田谷区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第52号**  
世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第53号**  
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第54号**  
世田谷区自転車条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第55号**  
世田谷区立レンタサイクルポート条例の一部を改正する条例

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例  
 世田谷区個人情報保護条例 (平成4年3月世田谷区条例第2号) の一部を次のように改正する。

第8条第3項及び第16条の2第3項中「第19条第15号」を「第19条第16号」に改める。  
 第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年10月世田谷区条例第21号) の一部を次のように改正する。  
 第5条第1項中「1週間当たりの勤務時間を38.75」を「1月当たりの勤務時間を162.75」に改める。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例  
 世田谷区出張所設置条例 (昭和40年3月世田谷区条例第2号) の一部を次のように改正する。  
 別表第2世田谷区松原まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区松原二丁目17番36号」を「東京都世田谷区松原五丁目43番28号」に改める。  
 附 則  
 この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例  
 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (平成27年10月世田谷区条例第36号) の一部を次のように改正する。  
 第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
 第1条 世田谷区旅館業法施行条例 (平成24年3月世田谷区条例第20号) の一部を次のように改正する。  
 第4条第3号を次のように改める。  
 (3) 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。  
 第4条第5号ウ中「日光消毒その他の適当な方法により消毒する」を「適切に洗濯、管理等を行う」に改め、同号エを削り、同条第8号中「供給する」の次に「とともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える」を加え、同条第10号を次のように改める。

(10) 便所については、次に掲げる措置を講ずること。

ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。

第4条第12号を削る。

第6条第1号を削り、同条第2号中ウを削り、エをウとし、オ及びカを削り、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を削り、同条第5号中アを削り、イをアとし、ウを削り、同号エ(ア)中「ろ過器は十分な」を「ろ過器を使用する場合は、十分な」に改め、同号エを同号イとし、同号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号ア中「各階に設置し、防虫」を「防虫」に改め、同号イ中「それぞれ男女を区分した共同便所を設け、規則で定める数の便器を設置する」を「共同便所を設ける」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加え、同号を同条第5号とする。

イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。

第6条第8号中「規則で定める数の給水栓を設置する」を「その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有する」に改め、同号を同条第6号とする。

第7条第1項第1号中「厚生労働省令」を「旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、同条第2項中「第6条第1号、第2号(ア及びイを除く。)&及び第3号から第8号まで」を「前条(第1号ア及びイを除く。)」に改める。

第8条第1項中「次のとおり」を「客室が収容定員に応じた十分な広さであること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第6条第2号ウからオまで、第5号から第8号まで及び前条第1項第5号」を「第6条第1号ウ、第3号から第6号まで及び前条第1項第3号」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)」を「省令」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第1号中「第6条第3号、第4号、第5号イ及びウ、第7号並びに第8号」を「第6条第2号、第3号ア及び第5号」に改め、同項第2号中「第7条第1項第2号及び第7号並びに同条第2項において準用する第6条第3号、第4号、第5号イ及びウ、第7号並びに第8号」を「第7条第1項第4号並びに同条第2項

において準用する第6条第2号、第3号ア及び第5号」に改め、同条第2項中「第6条第7号及び第8号」を「第6条第5号」に改める。

第2条 世田谷区旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

第4条第7号カ(カ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用する」を「規則で定めるところにより消毒を行う」に改める。

第6条第3号に次のように加える。

ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

附 則

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 第2条の規定による改正後の第6条第3号ウの規定(第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。)は、施行日以後に申請される旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可(以下「許可」という。)に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

世田谷区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

世田谷区公衆浴場法施行条例(平成24年3月世田谷区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号エただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する」を「規則で定めるところにより消毒を行う」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(10)の2 調節槽を使用するときは、調節槽内部の状況について随時点検するとともに、1週間に1回以上の消毒及び1年に1回以上の清掃を行うこと。

第4条第1項第11号中「前2号」を「前3号」に改め、同項第13号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の次に「(かみそりを除く。)」を加え、同項第14号中「10歳以上」を「7歳以上」に改め、同項第29号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第34号ア中「ろ過器は十分な」を「ろ過器を使用する場合は、十分な」に改め、同号の次に次の1号を加える。

34)の2 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

第4条第1項第37号及び第39号中「する」を「設ける」に改め、同条第2項第1号タ中「日出時」を「午前6時」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条第1項第13号、第29号、第34号ア、第37号及び第39号の改正規定並びに同条第2項第1号タの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第4条第1項第34号の2の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に営業施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区営住宅管理条例(平成2年3月世田谷区条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則第3項を削る。

別表世田谷区営シティコート世田谷給田の項中「51」を「52」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(5)の款世田谷区立給田花咲き公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立給田松の香公園	東京都世田谷区給田一丁目3番20号
--------------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第25条の2各号中「とき。」を「とき」に改める。

付則第5項を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

世田谷区立レンタサイクルポート条例の一部を改正する条例

世田谷区立レンタサイクルポート条例(平成5年11月世田谷区条例第53号)の一部を次のように改正する。

第16条各号中「とき。」を「とき」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号

を削る。  
別表第2日ぎめの項中「1回」の次に「又は1日」を加える。  
附則  
この条例は、令和3年10月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和3年9月30日  
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第117号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第118号

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第119号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第120号

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第121号

世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第122号

世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第123号

世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第124号

世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

第19条の表区民健康村・ふるさと交流課の部ふるさと交流係の項第4号中「指定保養施設等」を「協定保養施設」に改める。

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第28条第5号中「占有者名」を「収集予定日及び占有者名又は受付番号」に改める。

第1号様式、第2号様式裏面以外の部分、第3号様式、第6号様式及び第8号様式中「㊦」を削る。

第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

様式省略

第24号様式、第44号様式及び第45号様式

中「㊦」を削る。

第46号様式中「㊦」を削り、「電話

（ ）」を「電話番号（

）」に改める。

第47号の2様式から第48号様式まで及び第63号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成27年2月世田谷区規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表第2の1の項中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加える。

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第5項」を「附則第4項」に改める。

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区旅館業法施行細則（昭和55年5月世田谷区規則第44号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。  
(浴槽水の消毒の方法)

第12条の2 条例第4条第7号カ(㊦)ただし書に規定する規則で定める浴槽水の消毒は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

(1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用して行う方法

(2) モノクロラミンにより行う方法。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。

第13条を削る。

第14条第1項中「第6条第2号ア、第7条第1項第3号及び第8条第1項第1号」

を「第6条第1号ア」に改め、同条第2項中「第7条第1項第4号」を「第7条第1項第2号」に改め、同条を第13条とする。

第15条及び第16条を削る。

第1号様式中「又は第2項ただし書」を削る。

附則

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第13条を削る改正規定、第14条の改正規定及び同条を第13条とする改正規定、第15条及び第16条を削る改正規定、第1号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区旅館業法施行細則の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区公衆浴場法施行細則（昭和55年5月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(浴槽水の消毒の方法)

第11条 条例第4条第1項第10号エただし書に規定する規則で定める浴槽水の消毒は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

(1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用して行う方法

(2) モノクロラミンにより行う方法。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。

附則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区自転車条例施行規則（昭和59年3月世田谷区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中「暦日」を「同一の区立自転車等駐車場において暦日」に改める。

第18条の2中「時間ぎめ使用」を「条例第16条に規定する使用期間の単位のうち時間ぎめ使用」に、「自転車等駐車場」を「区立自転車等駐車場」に改める。

第22条第1号及び第2号アからオまでの規定中「とき」を「とき」に改める。

別表第1駒沢大学の項の次に次のように加える。

新代田	300メートル
-----	---------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則（平成6年1月世田谷区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「世田谷区立成城北第二レンタサイクルポート」を「世田谷区立三軒茶屋北レンタサイクルポート、世田谷区立成城北第二レンタサイクルポート及び世田谷区立等々力レンタサイクルポート」に改め、「午後7時まで」の次に「(世田谷区立三軒茶屋北レンタサイクルポート及び世田谷区立成城北第二レンタサイクルポートにあっては午前7時から午後6時まで、世田谷区立等々力レンタサイクルポートにあっては午前7時から午後8時まで)」を加える。

第12条第2項後段を削る。  
第13条の2の次に次の1条を加える。  
(日ぎめ利用の単位)

第13条の2の2 日ぎめ利用の単位は、1回又は1日とする。ただし、世田谷区立三軒茶屋北レンタサイクルポート及び世田谷区立成城北第二レンタサイクルポートにおける日ぎめ利用の単位は、1回のみとする。

2 日ぎめ利用の単位のうち1回に係る利用期間は、第13条の承認又は前条第2項の承認(以下この項及び次項において「承認」という。)を受けた時から起算して24時間以内とする。ただし、世田谷区立三軒茶屋北レンタサイクルポート及び世田谷区立成城北第二レンタサイクルポートにあっては、承認を受けた時から承認を受けた日の午後6時までとする。

3 日ぎめ利用の単位のうち1日に係る利用期間は、承認を受けた時からその翌日の午前7時までとする。この場合において、当該承認を受けた者は、当該利用期間内に自転車の利用又は返却を繰り返すことができるものとする。  
第21条第1号並びに第2号ア及びイ中「とき。」を「とき」に改める。

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第677号

寄附金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社アプロード
- (2) 所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目11番地金子ビル5階

2 委託期間

令和3年9月1日から同年11月30日まで

◎世田谷区告示第678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区成城四丁目515番16の内
- (2) 世田谷区成城四丁目515番16の内

3 変更の区域

- (1) 延長 4.21メートル  
幅員 0.01メートル  
面積 0.06平方メートル
- (2) 延長 14.17メートル  
幅員 0.58メートルから0.64メートルまで  
面積 9.05平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年9月1日

◎世田谷区告示第679号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区成城八丁目1053番の内から1057番1の内まで
- (2) 世田谷区成城八丁目1059番10の内

3 変更の区域

- (1) 延長 29.54メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 18.79平方メートル
- (2) 延長 7.31メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.65平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年9月1日

◎世田谷区告示第680号

世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)第14条に規定する保険料の徴収の事務については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定に基づき、次のように委託したので告示する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 LINE Pay株式会社  
所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号
- (2) 名称 PayPay株式会社  
所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- (3) 名称 ビリングシステム株式会社  
所在地 東京都千代田区内幸町一

丁目1番1号

2 委託期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第681号

世田谷区副区長の担任事項に関する規程(令和2年10月世田谷区告示第865号)の一部を次のように改正する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人

本則の表を次のように改める。

副 区 長	担 任 事 項
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序(以下「区長の職務代理順序」という。)が第1順位の副区長	(1) 政策経営部、総務部、危機管理部、財務部、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部及び保育部に 関すること。 (2) 世田谷保健所に 関すること。 (3) 行政委員会(教育委員会及び農業委員会を除く。)等との 連絡に 関すること。
区長の職務代理順序が第2順位の副区長	(1) 生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、環境政策部、経済産業部、清掃・リサイクル部、都市整備政策部、道路・交通計画部及び土木部に 関すること。 (2) 総合支所に 関すること。 (3) 教育委員会及び農業委員会との 連絡に 関すること。
区長の職務代理順序が第3順位の副区長	(1) 区長の特命に 関すること。

◎世田谷区告示第682号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区若林五丁目5000番33の内
- (2) 世田谷区若林五丁目5000番33の内

3 変更の区域

- (1) 延長 2.11メートル  
幅員 0.00メートルから0.04メートルまで  
面積 0.04平方メートル
- (2) 延長 2.87メートル

幅員 0.00メートルから  
0.02メートルまで  
面積 0.04平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年9月1日

◎世田谷区告示第683号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第684号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第685号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第686号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第687号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第688号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和3年9月2日

世田谷区長 保坂展人  
1 指定取消番号 第2880号  
2 指定取消年月日 令和3年9月1日  
3 指定取消の位置 世田谷区中町二丁目26番3の一部  
4 道路の幅員 4.00メートル  
5 道路の延長 31.08メートル  
6 申請者氏名 小越 康英

◎世田谷区告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 5-14
- 2 変更の区間 世田谷区宇奈根三丁目277番1
- 3 変更の区域  
延長 81.23メートル  
幅員 0.25メートル  
面積 20.46平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年9月3日

◎世田谷区告示第690号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年9月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 43-G003  
(2) 45-G095  
(3) 45-G096  
(4) 45-G097  
(5) 45-G098  
(6) 45-G099  
(7) 45-G100  
(8) 45-G101  
(9) 45-G102  
(10) 45-G103
- 2 廃止する起終点  
(1) 世田谷区大蔵三丁目120番2地先無番から120番11地先無番まで  
(2) 世田谷区大蔵三丁目112番14地先無番から112番15地先無番まで  
(3) 世田谷区大蔵三丁目118番1地先無番から117番3地先無番まで  
(4) 世田谷区大蔵三丁目117番1地先無番から117番1地先無番まで  
(5) 世田谷区大蔵三丁目110番13地先無番から110番22地先無番まで  
(6) 世田谷区大蔵三丁目113番1地先無番から113番1地先無番まで  
(7) 世田谷区大蔵三丁目112番12地先無番から112番12地先無番まで  
(8) 世田谷区大蔵三丁目101番7地先

- 無番から111番2地先無番まで  
(9) 世田谷区大蔵三丁目104番6地先無番から104番13地先無番まで  
(10) 世田谷区大蔵三丁目103番1地先無番から103番4地先無番まで
- 3 廃止の期日 令和3年9月3日

◎世田谷区告示第691号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年9月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
(1) 43-Z001  
(2) 43-Z002  
(3) 45-Z062  
(4) 45-Z063  
(5) 45-Z064  
(6) 45-Z065  
(7) 45-Z066  
(8) 45-Z067  
(9) 45-Z068
- 2 位置  
(1) 世田谷区大蔵三丁目119番5地先無番から118番32地先無番まで  
(2) 世田谷区大蔵三丁目120番6地先無番から120番6地先無番まで  
(3) 世田谷区大蔵三丁目112番13地先無番から112番16地先無番まで  
(4) 世田谷区大蔵三丁目118番24地先無番から118番3地先無番まで  
(5) 世田谷区大蔵三丁目120番18地先無番から116番4地先無番まで  
(6) 世田谷区大蔵三丁目112番1地先無番から113番2地先無番まで  
(7) 世田谷区大蔵三丁目112番6地先無番から112番1地先無番まで  
(8) 世田谷区大蔵三丁目111番6地先無番から111番2地先無番まで  
(9) 世田谷区大蔵三丁目104番8地先無番から104番10地先無番まで
- 3 廃止の期日 令和3年9月3日

◎世田谷区告示第692号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年9月3日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第693号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和3年9月3日

世田谷区長 保坂展人

<p>1 事業所の名称 ケアプラン烏山 2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山六丁目25番11号セラグリオ烏山2 B 3 事業者の名称 合同会社ケアプラン烏山 4 廃止届受理年月日 令和3年8月23日 5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>2 区域 世田谷区上馬一丁目全域並びに世田谷区三軒茶屋一丁目一番から四番まで及び十一番から二十一番まで、世田谷区野沢一丁目十三番から十六番まで、二十九番及び三十二番から三十四番まで、世田谷区下馬二丁目十七番から十八番まで並びに世田谷区下馬三丁目三十五番から三十六番までの区域 3 主たる事務所 東京都世田谷区上馬一丁目13番15号 4 代表者の氏名及び住所 宇佐美 重勝 東京都世田谷区上馬一丁目1番17号 5 変更があった事項及びその内容 代表者の氏名及び住所 後藤 昌弘 東京都世田谷区上馬一丁目15番14号</p>	<p>1 認定番号 28-1 2 供用開始の区間 世田谷区梅丘三丁目1398番137から1398番138の内まで 3 供用開始の区域 延長 16.66メートル 幅員 1.34メートルから1.50メートルまで 面積 23.71平方メートル 4 供用開始の期日 令和3年9月8日</p>
<p>◎世田谷区告示第694号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年9月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年9月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区若林一丁目12番97 3 変更の区域 延長 7.33メートル 幅員 0.46メートルから0.76メートルまで 面積 4.37平方メートル 4 供用開始の期日 令和3年9月6日</p>	<p>◎世田谷区告示第697号 令和3年第3回世田谷区議会定例会を下記により招集する。 令和3年9月7日 世田谷区長 保坂展人 記</p> <p>1 招集する年月日 令和3年9月15日（水）午後1時 2 招集する場所 世田谷区議会議場</p>	<p>◎世田谷区告示第700号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和3年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年9月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 (1) 22-G148 (2) 22-G149 2 一部を廃止する起終点 (1) (旧) 世田谷区桜上水三丁目319番6地先無番から319番2地先無番まで (新) 世田谷区桜上水三丁目319番6地先無番 (2) (旧) 世田谷区桜上水三丁目319番2地先無番から318番地先無番まで (新) 世田谷区桜上水三丁目320番3地先無番 3 廃止の期日 令和3年9月8日</p>
<p>◎世田谷区告示第695号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年9月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年9月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区桜上水五丁目487番53から487番55まで 3 変更の区域 延長 15.18メートル 幅員 0.19メートルから0.22メートルまで 面積 3.18平方メートル 4 供用開始の期日 令和3年9月6日</p>	<p>◎世田谷区告示第698号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年9月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区北烏山一丁目998番8の内 3 変更の区域 延長 4.97メートル 幅員 0.27メートルから0.40メートルまで 面積 1.75平方メートル 4 供用開始の期日 令和3年9月8日</p>	<p>◎世田谷区告示第701号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和3年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年9月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 42-G016 2 廃止する起終点 世田谷区給田一丁目903番2地先無番から903番2地先無番まで 3 廃止の期日 令和3年9月8日</p>
<p>◎世田谷区告示第696号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。 令和3年9月7日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 上馬東町会</p>	<p>◎世田谷区告示第699号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和3年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年9月8日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第702号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和3年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>

世田谷区公報

令和3年9月8日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
42-G017

2 廃止する起終点  
世田谷区給田一丁目900番2地先無番から900番2地先無番まで

3 廃止の期日  
令和3年9月8日

◎世田谷区告示第703号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G018
- 2 廃止する起終点  
世田谷区給田一丁目792番4地先無番から786番地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年9月8日

◎世田谷区告示第704号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G081
- 2 廃止する起終点  
世田谷区上祖師谷七丁目547番5地先無番から547番5地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年9月8日

◎世田谷区告示第705号

世田谷区副区長の担任事項に関する規程（令和2年10月世田谷区告示第865号）の全部を次のように改正する。

令和3年9月8日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区副区長の担任事項は、次の表のとおりとする。ただし、担任に係る副区長に事故があるとき、又は副区長が欠けたときは、他の副区長がその職務を担任する。

副区長	担任事項
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序（以下「区長の職務代	(1) 政策経営部、総務部、危機管理部、財務部、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部及び保育部に 関すること。 (2) 世田谷保健所に関

理順序」という。)が第1順位の副区長

すること。  
(3) 行政委員会（教育委員会及び農業委員会を除く。）等との連絡に関すること。

区長の職務代理順序が第2順位の副区長

(1) 生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、環境政策部、経済産業部、清掃・リサイクル部、都市整備政策部、道路・交通計画部及び土木部に関すること。  
(2) 総合支所に関すること。  
(3) 教育委員会及び農業委員会との連絡に関すること。

◎世田谷区告示第706号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-D113-06
- 2 変更の区間  
世田谷区桜丘二丁目2636番13の内
- 3 変更の区域  
延長 2.78メートル  
幅員 0.08メートルから0.23メートルまで  
面積 0.52平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月10日

◎世田谷区告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年9月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
59-19
- 2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目153番15から153番16まで
- 3 変更の区域  
延長 9.77メートル  
幅員 1.12メートルから1.19メートルまで  
面積 11.30平方メートル

◎世田谷区告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年9月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区玉堤一丁目2298番3  
(2) 世田谷区玉堤一丁目2298番4  
(3) 世田谷区玉堤一丁目2325番6の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 32.21メートル  
幅員 0.26メートルから0.27メートルまで  
面積 11.05平方メートル  
(2) 延長 9.07メートル  
幅員 0.24メートルから0.25メートルまで  
面積 2.27平方メートル  
(3) 延長 53.59メートル  
幅員 4.14メートルから4.16メートルまで  
面積 237.23平方メートル

◎世田谷区告示第709号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年9月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
34-G031
- 2 変更の区間  
世田谷区玉堤一丁目2325番6の内から2325番5まで
- 3 変更の区域  
延長 171.33メートル  
幅員 2.08メートルから2.09メートルまで  
面積 360.39平方メートル

◎世田谷区告示第710号

昭和37年9月4日東京都世田谷区告示第65号の一部を次のように訂正する。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

告示中「六七米三二」を「六八米七八」に、「三〇三平方米七〇」を「三一二平方米六九」に訂正する。

◎世田谷区告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人



<p>1 認定番号 52-14</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上野毛二丁目14番20地先無番から14番19地先無番まで</p> <p>3 変更の区域 延長 18.74メートル 幅員 2.94メートルから3.31メートルまで 面積 58.04平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年9月10日</p>	<p>まで、若林四丁目279番2から990番12の内まで</p> <p>5 指定する道路の幅員 11.87メートルから17.06メートルまで</p> <p>6 指定する道路の延長 150.79メートル</p>	<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区鎌田二丁目232番53 (2) 世田谷区鎌田二丁目232番55</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 16.26メートル 幅員 1.00メートル 面積 16.30平方メートル (2) 延長 6.25メートル 幅員 1.16メートル 面積 6.61平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年9月13日</p>
<p>◎世田谷区告示第712号</p> <p>区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。</p> <p>この関係図面は、令和3年9月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 32-Z020</p> <p>2 位置 世田谷区上野毛二丁目137番地先無番から135番地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和3年9月10日</p>	<p>◎世田谷区告示第715号</p> <p>車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。</p> <p>この関係図面は、令和3年9月13日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 路線名 特別区道</p> <p>2 指定区間 世田谷区喜多見八丁目5番先から世田谷区喜多見八丁目6番先まで</p> <p>3 指定年月日 令和3年9月13日</p>	<p>◎世田谷区告示第718号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和3年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 46-33 (2) 14-12</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区千歳台五丁目431番14 (2) 世田谷区千歳台五丁目431番15</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 21.64メートル 幅員 0.22メートルから0.25メートルまで 面積 5.36平方メートル (2) 延長 22.44メートル 幅員 0.62メートルから0.63メートルまで 面積 14.00平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年9月13日</p>
<p>◎世田谷区告示第713号</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。</p> <p>なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第2877号</p> <p>2 指定年月日 令和3年9月7日</p> <p>3 指定の位置 世田谷区瀬田五丁目164番2</p> <p>4 道路の幅員 4.00メートル</p> <p>5 道路の延長 24.74メートル</p> <p>6 申請者氏名 西尾 義明</p>	<p>◎世田谷区告示第716号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和3年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区北沢三丁目953番69の内から953番19の内まで (2) 世田谷区北沢三丁目953番19の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 19.90メートル 幅員 0.26メートルから0.41メートルまで 面積 6.88平方メートル (2) 延長 15.18メートル 幅員 0.10メートルから0.27メートルまで 面積 2.88平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年9月13日</p>	<p>◎世田谷区告示第719号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和3年9月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原二丁目691番61から691番1の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.73メートル 幅員 0.57メートルから0.62メートルまで 面積 6.47平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年9月14日</p>
<p>◎世田谷区告示第714号</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。</p> <p>なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第185号</p> <p>2 指定年月日 令和3年9月9日</p> <p>3 指定する道路の種別 道路法(昭和27年法律第180号)による道路</p> <p>4 指定する道路の区域 世田谷区世田谷四丁目989番3の内から5000番4の内</p>	<p>◎世田谷区告示第717号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和3年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月13日</p>	<p>◎世田谷区告示第719号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和3年9月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和3年9月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原二丁目691番61から691番1の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.73メートル 幅員 0.57メートルから0.62メートルまで 面積 6.47平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年9月14日</p>

# 世田谷区公報

## ◎世田谷区告示第720号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年9月14日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 指定取消番号  | 第2881号  |
| 2 指定取消年月日 | 令和3年9月13日   |
| 3 指定取消の位置 | 世田谷区松原二丁目617番49、617番57、617番59、627番5の一部、627番6、627番8の一部、627番10の一部、627番12、627番16、627番17の一部、627番18の一部、627番20の一部及び627番23 |
| 4 道路の幅員   | 4.50メートル  |
| 5 道路の延長   | 25.25メートル   |
| 6 申請者氏名   | 京王電鉄株式会社<br>代表取締役 紅村康   |

## ◎世田谷区告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月15日

世田谷区長 保坂展人

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 認定番号    | 36-5   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区船橋二丁目96番3の内から96番7の内まで                                    |
| 3 変更の区域   | 延長 14.33メートル<br>幅員 0.13メートルから<br>0.14メートルまで<br>面積 2.03平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和3年9月15日  |

## ◎世田谷区告示第722号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月16日

世田谷区長 保坂展人

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 1 指定番号       | 11-G005                               |
| 2 一部を廃止する起終点 | (旧)世田谷区大原一丁目1133番29地先無番から1133番7地先無番まで |

(新)世田谷区大原一丁目1133番29地先無番から1133番7地先無番まで

3 廃止の期日

令和3年9月16日

## ◎世田谷区告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年9月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

世田谷区長 保坂展人

- |         |  |
|---------|--|
| 1 認定番号  | 8-7  |
| 2 変更の区間 | 世田谷区給田四丁目158番26から158番27まで                                    |
| 3 変更の区域 | 延長 13.11メートル<br>幅員 0.49メートルから<br>0.50メートルまで<br>面積 6.69平方メートル |

## ◎世田谷区告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

世田谷区長 保坂展人

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1 認定番号    | 28-1            |
| 2 変更の区間   | 世田谷区東玉川一丁目63番10 |
| 3 変更の区域   | 面積 3.75平方メートル   |
| 4 供用開始の期日 | 令和3年9月17日       |

## ◎世田谷区告示第725号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 指定番号    | 12-D153-04  |
| 2 変更の区間   | 世田谷区若林一丁目52番22の内  |
| 3 変更の区域   | 延長 9.19メートル<br>幅員 0.12メートルから<br>0.26メートルまで<br>面積 1.95平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和3年9月17日   |

## ◎世田谷区告示第726号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したため、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年9月21日

世田谷区長 保坂展人

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 1 事業所の名称  | やさしい手太子堂<br>居宅介護支援事業所 |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区太子堂三丁目38番20号   |
| 3 事業者の名称  | 株式会社やさしい手             |
| 4 指定年月日   | 令和3年10月1日             |
| 5 サービスの種類 | 居宅介護支援                |

## ◎世田谷区告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月22日

世田谷区長 保坂展人

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 認定番号    | 28-1   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区上馬五丁目18番45から18番3まで                       |
| 3 変更の区域   | 延長 20.71メートル<br>幅員 0.21メートル<br>面積 4.44平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和3年9月22日                                    |

## ◎世田谷区告示第728号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月22日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 指定番号    | 31-D350-08  |
| 2 変更の区間   | 世田谷区弦巻二丁目140番85   |
| 3 変更の区域   | 延長 6.53メートル<br>幅員 0.10メートルから<br>0.23メートルまで<br>面積 1.15平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和3年9月22日   |

## ◎世田谷区告示第729号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月22日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
31-4
- 2 供用開始の区間  
世田谷区豪徳寺一丁目2007番19から2007番18まで
- 3 供用開始の区域  
延長 8.36メートル  
幅員 0.48メートルから0.60メートルまで  
面積 4.68平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月22日

◎世田谷区告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区豪徳寺一丁目2007番7の内  
(2) 世田谷区豪徳寺一丁目2007番7の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 0.02メートル  
幅員 0.00メートルから0.21メートルまで  
面積 0.03平方メートル  
(2) 延長 0.005メートル  
幅員 0.24メートル  
面積 0.001平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月22日

◎世田谷区告示第731号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年9月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
22-Z320
- 2 位置  
世田谷区上北沢五丁目1272番8地先無番から1272番10地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年9月24日

◎世田谷区告示第732号

公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3

月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年9月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
22-Z321
- 2 位置  
世田谷区上北沢五丁目1272番8地先無番から1272番10地先無番まで
- 3 用途  
区管理水路

◎世田谷区告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷三丁目98番26の内
- 3 変更の区域  
延長 5.25メートル  
幅員 0.27メートルから0.28メートルまで  
面積 1.45平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月27日

◎世田谷区告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷二丁目516番14地先無番
- 3 変更の区域  
延長 7.25メートル  
幅員 2.49メートル  
面積 18.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月27日

◎世田谷区告示第735号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G089
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区世田谷二丁目519番9地先無番から516番14地先無番まで  
(新) 世田谷区世田谷二丁目519番9地先無番から516番7地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年9月27日

◎世田谷区告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区北沢三丁目938番7の内から938番8まで
- 3 供用開始の区域  
延長 9.61メートル  
幅員 1.10メートルから1.12メートルまで  
面積 11.85平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月27日

◎世田谷区告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1
- 2 供用開始の区間  
(1) 世田谷区尾山台一丁目87番7の内  
(2) 世田谷区尾山台一丁目87番7の内  
(3) 世田谷区尾山台一丁目87番7の内
- 3 供用開始の区域  
(1) 面積 2.18平方メートル  
(2) 延長 55.50メートル  
幅員 0.16メートル  
面積 11.04平方メートル  
(3) 延長 36.26メートル  
幅員 1.32メートル  
面積 33.27平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月27日

◎世田谷区告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台二丁目226番20の内
- 3 変更の区域  
延長 21.41メートル  
幅員 1.29メートルから  
1.88メートルまで  
面積 34.26平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月27日

◎世田谷区告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区岡本三丁目362番7から359番8まで
- 3 変更の区域  
延長 47.46メートル  
幅員 1.25メートル  
面積 59.19平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月27日

◎世田谷区告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢二丁目423番4の内
- 3 変更の区域  
延長 6.29メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.01平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月28日

◎世田谷区告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
45-10
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷三丁目1038番10の内から1038番1の内まで
- 3 変更の区域  
延長 4.92メートル  
幅員 0.09メートルから  
0.11メートルまで  
面積 0.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月28日

◎世田谷区告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
37-18
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目693番21の内から693番23の内まで
- 3 変更の区域  
延長 12.77メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.20メートルまで  
面積 2.38平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月28日

◎世田谷区告示第743号

令和3年9月28日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和3年度世田谷区一般会計補正予算（第3次）
- 2 令和3年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第1次）
- 3 令和3年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第1次）
- 4 令和3年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第1次）
- 5 令和3年度世田谷区学校給食費会計補正予算（第1次）
- 6 令和3年度世田谷区一般会計補正予算（第4次）

別添省略

◎世田谷区告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区池尻三丁目371番38から371番37まで
- 3 変更の区域  
延長 9.87メートル  
幅員 0.19メートルから  
0.22メートルまで  
面積 1.99平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区船橋一丁目332番6の内
- 3 変更の区域  
延長 7.93メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 1.44平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R3-2
- 2 認定する起終点  
世田谷区千歳台二丁目779番6地先無番から779番14地先無番まで
- 3 道路の延長  
119.30メートル
- 4 道路の幅員  
4.99メートルから  
5.00メートルまで
- 5 道路の面積  
601.72平方メートル
- 6 供用開始の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第747号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のよ

うに廃止する。  
この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-G012
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区大原一丁目1273番13地先無番から1273番7地先無番まで  
(新) 世田谷区大原一丁目1273番7地先無番
- 3 廃止の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第748号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区世田谷三丁目5000番32の内から5000番19の内まで
- 3 供用開始の区域  
延長 0.05メートル  
幅員 1.43メートル  
面積 0.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第749号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷三丁目5000番32の内から5000番19の内まで
- 3 変更の区域  
延長 12.03メートル  
幅員 1.22メートルから1.40メートルまで  
面積 16.15平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第750号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G265
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区世田谷三丁目1036番1地先無番から1035番2地先無番まで  
(新) 世田谷区世田谷三丁目5000番19の内から5000番32の内まで
- 3 廃止の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第751号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-G170
- 2 廃止する起終点  
世田谷区桜上水五丁目497番8地先無番から497番8地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第752号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
22-Z271
- 2 位置  
世田谷区桜上水五丁目450番3地先無番から438番6地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和3年9月29日

◎世田谷区告示第753号

公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
(1) 22-Z322  
(2) 22-Z323
- 2 位置  
(1) 世田谷区桜上水五丁目450番3地先無番から444番2地先無番まで  
(2) 世田谷区桜上水五丁目438番6地先無番
- 3 用途  
(1) 区管理水路  
(2) 区管理水路

◎世田谷区告示第754号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
58-1
- 2 変更の区間  
世田谷区給田一丁目478番5
- 3 変更の区域  
延長 110.18メートル  
幅員 0.54メートルから4.04メートルまで  
面積 407.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年9月30日

◎世田谷区告示第755号

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価について

令和3年9月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区道路占用規則(昭和52年10月世田谷区規則第38号)第17条の規定に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価(令和2年9月30日世田谷区告示第775号)の全部を次のように改正する。

ただし、令和3年9月30日以前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

附則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価(令和3年10月)

上段=昼間 下段=夜間

歩車道別	工種	単位	道路掘削復旧監督事務費 徴収単価(円)			道路掘削復旧費 徴収単価(円)			
			A	B	C	A	B	C	
車道	1 砂利道	12型	㎡	150	110	同左	3,033	2,269	2,182
				210	150	同左	4,124	3,065	2,989

世田谷区公報

車道	2	アスファルトコンクリート舗装	20型	m <sup>2</sup>	1,490 1,970	1,110 1,460	490 560	29,749 39,327	22,265 29,138	9,884 11,236
車道	3	アスファルトコンクリート舗装	25型	m <sup>2</sup>	2,780 3,770	2,080 2,800	730 830	55,680 75,436	41,662 55,909	14,673 16,582
車道	4	アスファルトコンクリート舗装	40型	m <sup>2</sup>	3,600 4,880	2,700 3,620	1,000 1,140	72,087 97,560	53,945 72,305	19,985 22,898
車道	5	アスファルトコンクリート舗装	55型	m <sup>2</sup>	4,530 6,050	3,390 4,490	1,390 1,590	90,502 121,069	67,713 89,738	27,796 31,767
車道	6	アスファルトコンクリート舗装	60型	m <sup>2</sup>	5,220 6,900	3,900 5,110	1,620 1,800	104,356 137,902	78,076 102,207	32,422 35,924
車道	7	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	20型	m <sup>2</sup>	1,830 2,530	1,450 1,990	440 520	36,582 50,657	29,093 39,721	8,861 10,307
車道	8	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	25型	m <sup>2</sup>	2,540 3,460	2,020 2,710	690 780	50,858 69,196	40,452 54,252	13,785 15,579
車道	9	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	35型	m <sup>2</sup>	3,090 4,200	2,460 3,300	890 1,030	61,847 84,093	49,200 65,930	17,862 20,551
車道	10	インターロッキングブロック舗装		m <sup>2</sup>	3,070 3,880	2,380 2,970	2,110 2,630	61,475 77,540	47,631 59,361	42,173 52,505
車道	11	タイル舗装		m <sup>2</sup>	3,500 4,860	2,400 3,230	同左 同左	69,994 97,129	47,963 64,664	同左 同左
歩道	12	アスファルトコンクリート舗装		m <sup>2</sup>	950 1,260	710 930	同左 同左	18,916 25,200	14,149 18,676	同左 同左
歩道	13	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)		m <sup>2</sup>	1,460 1,950	1,090 1,450	同左 同左	29,225 39,011	21,851 28,909	同左 同左
歩道	14	コンクリート平板舗装		m <sup>2</sup>	1,960 2,450	1,460 1,820	同左 同左	39,153 48,971	29,291 36,305	同左 同左
歩道	15	歩道インターロッキングブロック舗装		m <sup>2</sup>	1,850 2,320	1,330 1,650	同左 同左	37,047 46,353	26,509 32,978	同左 同左
歩道	16	歩道インターロッキングブロック舗装 (透水性)		m <sup>2</sup>	2,230 2,800	1,610 2,000	同左 同左	44,640 55,920	32,182 40,058	同左 同左
歩道	17	歩道インターロッキングブロック舗装 乗入れ部		m <sup>2</sup>	3,130 4,110	2,280 2,970	同左 同左	62,629 82,156	45,578 59,422	同左 同左
歩道	18	歩道タイル舗装		m <sup>2</sup>	3,400 4,650	2,140 2,830	同左 同左	68,082 93,014	42,737 56,586	同左 同左
歩道	19	歩道乗入れ舗装 (セメコン)	30型	m <sup>2</sup>	2,910 4,200	2,170 3,110	同左 同左	58,113 84,022	43,473 62,269	同左 同左
歩道	20	歩道乗入れ舗装 (セメコン)	40型	m <sup>2</sup>	3,550 5,120	2,660 3,790	同左 同左	70,964 102,393	53,105 75,884	同左 同左
歩道	21	歩道乗入れ舗装 (アスコン)	35型	m <sup>2</sup>	2,990 4,060	2,230 3,010	同左 同左	59,727 81,120	44,684 60,120	同左 同左
歩道	22	歩道乗入れ舗装 (アスコン)	50型	m <sup>2</sup>	4,300 5,730	3,220 4,240	同左 同左	85,953 114,524	64,309 84,884	同左 同左
その他	23	街きょ		m	4,750 5,940	3,560 4,410	2,720 3,250	95,073 118,887	71,138 88,102	54,393 65,018
その他	24	L形側溝		m	2,770 3,830	2,070 2,840	同左 同左	55,451 76,527	41,487 56,716	同左 同左
その他	25	U形側溝		m	2,770 3,830	2,070 2,840	同左 同左	55,451 76,527	41,487 56,716	同左 同左
その他	26	歩道止石		m	1,830 2,580	1,370 1,910	同左 同左	36,644 51,633	27,425 38,269	同左 同左
その他	27	境石		m	1,260 1,790	940 1,330	同左 同左	25,244 35,836	18,884 26,553	同左 同左
その他	28	区画線 幅15cm		m	50 60	40 50	同左 同左	1,004 1,287	742 949	同左 同左

その他	29	舗装切断 厚さ15cm以下	m	110 150	70 90	同左 同左	2,240 2,953	1,421 1,792	同左 同左
その他	30	舗装切断 厚さ15cmを超え30cm以下	m	270 340	170 210	同左 同左	5,501 6,871	3,460 4,104	同左 同左
その他	31	公共基準点復旧 2級点(測量費)	個	7,440 7,440	同左 同左	同左 同左	168,460 168,460	同左 同左	同左 同左
その他	32	公共基準点復旧 3級点(測量費)	個	7,440 7,440	同左 同左	同左 同左	158,340 158,340	同左 同左	同左 同左

- 徴収単価の適用については、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。ただし、この徴収単価により難いものについては別途算出した単価による。
  - 掘削復旧面積が20㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mまでのもの
  - 掘削復旧面積が20㎡を超え500㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mを超え500mまでのもの
  - 掘削復旧面積が500㎡を超えるもの又は掘削復旧延長が500mを超えるもの
- 昼夜連続施工の場合の掘削復旧費及び掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の2分の1とする。
- 本表は令和3年10月1日以後の道路占用工事立会検査から適用する。

◎世田谷区告示第756号

世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について  
都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 名称      | 世田谷区立給田松の香公園      |
| 2 | 位置      | 東京都世田谷区給田一丁目3番20号 |
| 3 | 区域      | 別紙案内図のとおり         |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和3年9月30日         |

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第88号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年9月1日

世田谷区長 保坂展人

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2	許可を受けた者の住所及び氏名
	東京都世田谷区尾山台一丁目87番1 87番4		東京都港区芝五丁目34番6号株式会社コスモスイニシア 代表取締役 高智亮大朗

◎世田谷区公告第89号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類  
東京都市計画公園 第8・2・39号上祖師谷農業公園
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区上祖師谷五丁目地内
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課並びに世田谷区世田谷総合支所街づくり課、世田谷区北沢総合支所街づくり課、世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間  
令和3年9月10日から同月24日まで
- 意見書の提出先  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第90号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 地区計画の種類及び名称  
東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画
- 地区計画を定める土地の区域  
変更する部分

世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各地内

- 地区計画の変更原案の縦覧場所  
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 縦覧期間  
令和3年9月10日から同月24日まで
- 意見書の提出期間  
令和3年9月10日から同年10月1日まで
- 意見書の提出先  
世田谷区砧総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第91号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 地区計画の種類及び名称  
東京都市計画地区計画北烏山二・三丁目地区地区計画
- 地区計画を定める土地の区域  
世田谷区北烏山一丁目、北烏山二丁目及び北烏山三丁目各地内
- 地区計画の原案の縦覧場所  
世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間  
令和3年9月10日から同月24日まで
- 意見書の提出期間  
令和3年9月10日から同年10月1日まで
- 意見書の提出先  
世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第92号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画の種類及び名称
東京都市計画地区計画北鳥山二丁目北部地区地区計画
2 地区計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区北鳥山二丁目及び北鳥山四丁目各地内
3 地区計画の原案の縦覧場所
世田谷区鳥山総合支所街づくり課
4 縦覧期間
令和3年9月10日から同月24日まで
5 意見書の提出期間
令和3年9月10日から同年10月1日まで
6 意見書の提出先
世田谷区鳥山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第93号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年9月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画の種類及び名称
東京都市計画地区計画放射23号線沿道地区地区計画
2 地区計画を定める土地の区域
世田谷区大原二丁目、羽根本二丁目及び松原一丁目各地内
3 地区計画の原案の縦覧場所
世田谷区北沢総合支所街づくり課
4 縦覧期間
令和3年9月10日から同月24日まで
5 意見書の提出期間
令和3年9月10日から同年10月1日まで
6 意見書の提出先
世田谷区北沢総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第94号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したい

ので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年9月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画生産緑地地区
2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
世田谷区等々力八丁目、上野毛四丁目、深沢四丁目、祖師谷六丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目及び喜多見三丁目各地内
追加する部分
世田谷区桜二丁目、等々力四丁目、千歳台二丁目、船橋四丁目、喜多見三丁目、宇奈根二丁目、上北沢一丁目、八幡山一丁目、上祖師谷三丁目、粕谷二丁目、北鳥山五丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、喜多見三丁目及び喜多見五丁目各地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区鳥山総合支所街づくり課
4 縦覧期間
令和3年9月13日から同月27日まで
5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第95号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年9月15日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Content includes address details for 東京都世田谷区八幡山一丁目 and 東京都千代田区二番町9番地3.

◎世田谷区公告第96号

公開による意見の聴取の開催について

て
建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和3年9月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時
令和3年9月24日(金曜日)午前10時00分から
2 公聴会を行う場所
東京都世田谷区給田三丁目14番7号
世田谷区立給田地区会館第1会議室
3 公聴会を行う理由
別紙の建築許可をするため
別紙省略

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和3年9月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和3年9月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和3年9月1日

世田谷区選挙管理委員会

Table with 2 columns: 50分の1の数, 6分の1の数. Content includes numerical values 15,510 and 129,248, and a calculation result 195,914.

◎世田谷区選挙管理委員会告示第25号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和3年9月1日



世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第14回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和3年9月22日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸 男

- 1 開催日時 令和3年9月29日(水)  
午後3時00分
- 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎5階会議室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について